

第3回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年5月9日(金) 午後3時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 江口千寿、
5番 濱口佳史、6番 金子俊博、7番 橋田美和、8番 伊芸精一、
9番 松本昌子、10番 垣谷征志、11番 酒井博一、12番 矢野健巳、
13番 ハジィフ泉、14番 山本勝也
【推進委員】
1番 矢野司、3番 若藤陽介、4番 宮川一郎、5番 小橋誠一、
6番 尾崎澄夫、7番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
4番 山下理恵
【推進委員】
2番 弘瀬正彦
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 非農地証明願について(3件)
議案第2号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する協議について
議案第4号 地域計画からの除外に関する協議について

議長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので始めたいと思います。
本日はあいにくの雨で足元の悪い中、出席くださりましてありがとうございます。
ただいまより第3回農業委員会5月定例会を開催したいと思います。
本日は定例会の後、歓送迎会もありますので5時をめぐりに進めていきたいと思
いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。
本日の欠席委員さんですが、〇〇さん、それと推進委員の方で、〇〇さんの2名と
なっておりますので本日の会は成立いたします。
本日の議事録署名人を〇〇さんと〇〇さんにお願ひしたいと思ひます。
それでは早速ですが、議案第1号、非農地証明願について事務より説明をお願ひし
ます。

事務局

それでは議案書の1ページをお願ひします。
非農地証明願、こちら3件と書いておりますが、2番目の黒潮町荷稻の分なんです
が、こちらが農用地区域となっておりますので、農用地区域の除外後でない
と、地目変更することができませんので、今回については取り下げということで、願
出人さんとお話をさせていただきましたので、今回は2件の審議ということで進めさ
せていただきます。申し訳ありません。
まず、非農地証明願の番号一番です。
願出人、〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町加持字カツラ原ハサノ谷 240 番、
畑、188 平米。
同じく加持字中ノ前 243 番、畑、181 平米。同じく加持字平見 299 番、畑、198 平米。
同じく加持字平見 300 番 3、田、99 平米。同じく字平見 301 番、畑 109 平米。
同じく字カツラ原 3654 番 1、畑、271 平米となっております。
願出理由としまして約 40 年前に耕作をやめ、現在は草木が繁茂し山林となってい
ることです。
2 ページからお願ひします。
まず航空写真ですけども、場所としまして、小川の集落の辺りにある場所となりま
す。
写真の中央辺り願出地 1 番から 5 番とありますが、こちらがちょっと高くなってい
る場所です。これは集落内にある場所です。
それから右上の方ですが、16 番とありまして、こちらは少し離れた場所となっ
ております。
次の 3 ページをお願ひします。
こちらもほぼ同じ構図となっておりますが、ゼンリンの地図を載せております。
続きまして 4 ページが拡大の航空写真となっております。
こちら願出地 1 番から 5 番を図示しております。
ご覧いただくように、まず山林化しているような場所となっております、なお、
この写真中央辺りにある建物が、今回の願出人さん名義のお家となっております。
ただ願出人さんはちょっと遠方にいらっしゃるようで、こちらに帰ってくる機会が
少なく、ちょっと管理が難しい状況ということでおっしゃってございました。
次の 5 ページをお願ひします。
こちらは願出地 6 番のところですけども、周辺は基盤整備された田んぼになって
おりますが、願出地は山林化しているという、現時点ではちょっと山のようになっ
ている場所となっております。
続きまして 6 ページから 9 ページが公図となっておりますので、また確認をして
おいてください。
12 ページが、現況写真となっておりますので、こちらについても実質なかなか農
地として使うのが難しい状況だと思われまますので、ご確認をお願ひします。

1 番については以上となります。

議長 ありがとうございます。
続きまして、担当委員さんの方より説明をお願いします。

〇〇委員 4月30日に〇〇委員と現場を見に行きました。
10ページから12ページの写真があるんですけど、玄関のところゲートがあってこの中に入られんようなかたちでした。事務局が写真撮っているように、家の裏山が山林化している状況です。
願出地6番目が12ページになりまして、完全に山のような状況という感じで中にも入っていけないような状況です。
これはもう農地としての活用はもう無理ではないかというふうに、思います。

議長 担当委員さんの説明がありましたが、意見とか、質問などはありませんか。
航空写真見ても本当に山林化して農地に復元できんような状態となっており、事務局の方が頑張ってくれて現地の方も写真撮れるとこだけ撮ってくれてますが、質問ありませんかね。

〇〇委員 10ページの現況写真、法面みたいに見えるけど、昔は畑だったのかね。

議長 事務局が間違っていなかったら畑の法面みたいな状況でしょうか。

事務局 法面からまたちょっと上の方にかけて、畑ということで広がっちゃうじゃないかと思えます。4ページの拡大の航空写真見ていただいたら、こういう構図になっております。

議長 これは法面から含まれちゃうかもしれんね、法面で畑の耕作はできんろうけん、法面から頂上に上がって、大体上の平面のところが畑として耕作する場所で、畑としての地目になる。そういうことやろね。

〇〇委員 面積が4畝くらいあるけん、上の畑もあるろうね、これだけじゃちょっと面積的に。

議長 その他意見質問ございませんか。
ちょっと質問がないようでしたら採決に移りたいと思えます。
議案第1号の非農地証明願について、賛成される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
続きまして議案第1号の3番です。事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページをまたお願いします。
非農地証明願の番号3番です。
願出人〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町浮鞭字色見場2186番1、畑、49平米となっております。
願出理由としまして、約20年前まで耕作していたが、都合により耕作をやめ、現状は雑種地になっているとのことです。
19ページからお願いします。
まず航空写真ですけども、場所としまして浮津の海岸があって、そちらから集落の方に上がっていった場所となっております。
20ページがゼンリンの地図となっております。

この地図で、願出地の右側に周治さんというお宅がありますが、非農地証明後は周治さんの方に所有権移転をする予定ということでおっしゃってありました。

次の21ページが拡大の航空写真です。

続いて22ページが公図となっております。

次の23ページが現況写真となっております。

こちら写真では分かりにくいんですが、地面にコンクリートが打たれていたり、碎石が敷かれていたり、なかなか現状としては畑の利用が難しいというふうに見える状態でした。

昔はヤギを飼っていたこともあったと言うような話もありましたし、なかなか農地としての利用は難しい状況だと思われまます。事務局からは以上です。

議長 緑色の草が生えていたりするので、現況写真見る限りは、畑としてできるかなと思って見よったところですが、事務局の説明で今コンクリがあったということですが、それとヤギも飼っていたということです。担当委員さんの方より説明をお願いいたします。

〇〇委員 この件につきまして、自分の方から説明いたします。
この〇〇さんは、〇〇でありまして、〇〇した時点で、この土地もついてきたということでありまして、以前の所有者が〇〇ということでした。
こう見ていくと、本当にこのそばも樹木がある状態ですし、これを畑として復元することは不可能と思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。
担当委員さんの説明が終わりましたので、これについて意見、質問はございませんか。
非農地証明後は、今後は駐車場として使うようになる感じでしょうかね。
現状では非農地証明願で出たがやけど、もし実際にここが畑としてつくれる場合に、どうしても駐車場を作りたい場合は、転用申請の4条か5条で出してもらわないかんのやけど、4条と5条の違いは、4条というのは自分の土地を農地から他の用途、駐車場とか宅地に変える場合は4条で、5条というのは誰かの土地から所有権移転して、移転と同時に、地目変更をするという手続きになります。
いずれにしても今回は、コンクリートなんかもあるので、農地としては難しいと思いますね。
その他、意見質問ありませんか。
ないようでしたら、第1号議案の3番について採決を取りたいと思えます。
3番について賛成の方の挙手をお願いいたします。
ありがとうございます。挙手全員で承認されました。
続きまして、議案第2号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議についてということで、本日資料が配布されておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 お配りしました第3回定例5月農業委員会の議案第2号という資料をお願いします。
こちら、資金借入に関する協議ですが、日本政策金融公庫から、農業者の方々が設備投資をしてハウスを建築したり、大規模な機械を入れたりする際に資金の借り入れを行うことができる制度があります。
その際に、関係機関から意見聴取が必要となっております。
関係機関の1つが農業委員会でありまして、他に〇〇さんですとか、様々な関連機関があり、そこで承認をいただきまして資金借り入れが実行されるということになってきますので、年に何回かこういった協議依頼がありますので、その都度また案件ごとに議題として取り上げさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日、3件上がってきております。

1件ずつ承認いただけたらと思いますので、ご説明をさせていただきます。

1ページ目をお願いします。こちら借入希望者、〇〇さんです。

資金名が青年等就農資金で、借入希望金額が、〇〇となっております。

3ページ目をお願いします。

事業計画ですけれども、有利な制度資金、補助事業を活用し、施設ニラの規模拡大を行い、経営の安定、所得の各増大を目指す、ということです。

既存ハウスについてはP0を更新し、引き続き経営を行うということです。

その下ですが、内容としましては、中古ハウスの購入、修繕、環境制御装置の導入、それからP0の更新となっております。

必要額、事業費としまして〇〇。

そのうち、この制度資金について〇〇。

補助金の活用が〇〇、そして、〇〇となっております。

4ページ目なんですけれども、収支の計画表です。ちょっと字が小さくて申し訳ありませんが、返済が始まるのが、3年目からになりますので、赤枠で囲んでおります。経営作目としましては、先ほど申し上げましたように、〇〇というふうに書かれております。

3年目の欄で、説明をさせていただきます。

一番上、農業収入が、〇〇とありまして、その下にですね、経費がいろいろと書かれておりまして、所得としまして、下の方の赤枠ですけれども、〇〇と出てきます。その中から家計とか、そういったところが引かれまして、結果、償還財源として、〇〇となっております。

そのうちこの3年目の償還額としまして〇〇ですので、償還ができていく計画ということになってきております。

続いて5ページをお願いします。

償還計画の続きですけれども、一番上借入金としまして、日本政策金融公庫から2つ借入が行われております。

今回の分が、上の方の〇〇になります。

こちらについても、先ほど申し上げました償還計画通りに償還ができていくと、いうことが書かれております。

続いて6ページからが、今回のかかる経費の、契約書でありますとか見積書などが載っております。

6ページが中古ハウスの売買契約書です。

そして7ページから9ページが、ハウス整備にかかる見積書です。

合計額としまして、先ほど申し上げました、〇〇となっております。

1件目については以上となります。

議長

ありがとうございます。

それでは1件ずつ承認を取っていきたいと思いますが、今事務局の方で説明がありましたがこの件について、ご質問はありませんか。

資金借入できるのは、認定農業者の方に限られちゃうね。

今回は、中古ハウスの購入と修繕環境制御装置の導入ということで、認定農業者の方が農業するために必要としておりますが、質問等はありませんかね。

ないようでしたら、承認を取りたいと思います。

番号1番、〇〇さんの資金借入計画について、承認される方の挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。挙手全員で承認されました。

続きまして、2番の方を説明をお願いいたします。

事務局 2番ですけども、10ページからお願いします。
申請者、〇〇さんとなります。
続いて、12ページをお願いします。
こちらの方が、内容としましてハウス被覆更新、P0の更新になります。
必要経費としまして〇〇となっており、制度資金のうち制度資金が〇〇、自己資金が〇〇となっております。
こちらの収支計画なんですけども、その右下の赤字ですけども、収支の目標としまして、〇〇となっておりますが、主に〇〇となっております。
そのさらに下の目標の収支というところなんですけども、収入が〇〇、支出〇〇。所得が〇〇です。
家計等を引いて、償還財源として、〇〇が残ってきます。
こういったことで、ちょっと飛んで14ページなんですけども、真ん中あたり、令和7年から9年までの返済計画が載っております。年間〇〇の返済ということですので、償還が可能ということになってきます。少し戻りまして13ページですけども、今回の借入申し込み額がこの赤字の中ですけども、〇〇です。
元金の償還が年に1回となっております。1回当たり〇〇となっております。
事業の内容としては、ハウスの被覆更新で細かい項目についてはこちらに書かれてある通りです。
15ページがこの事業に係る見積書となっております。
16ページ、17ページは、カタログとなっております。
2件目については、以上となります。

議長 ありがとうございます。
今、事務局の方から説明がありましたが、これについて意見、質問はありませんか。

〇〇委員 農業近代化資金は、これは何歳まで借りれるのか。
確か、年齢制限があったように思ったけど。

事務局 申し訳ありません。農業振興課長が居れば、すぐに分かるんですけど、本日、急用が入りまして、欠席になってまして、また確認をしちよくいうことで構いませんか。

議長 次の定例会でまたお伝えできるように調べちゃってください。
その他、意見、質問ありませんか。
ないようでしたら、2番の〇〇さんのP0更新についての承認を求めたいと思いますので、賛成される方の挙手をお願いいたします。
はい、挙手全員で賛成され承認されました。
続きまして3番の〇〇について、事務局よりお願いします。

事務局 3番目のご説明をしますので、18ページをお願いいたします。
申請者、〇〇からの申請となります。
20ページをお願いします。
まず赤字の一番上の事業計画ですけども、新規就農者誘致環境整備事業を活用し、黒潮町加持地区にトレーニングハウス20aを建設し、新規就農者の研修に活用する。トレーニングハウスを整備することで、就農者の定着を促進し、産地の維持拡大を目指す。事業の活用にあたっての公社負担については、農業近代化資金を利用する、ということです。
その下の資金計画ですけども、今回の分は、一番上のR7トレーニングハウス建設となります。

規模能力としまして、APハウス 2232 平米、必要額としまして、〇〇となっております。

このうち制度資金が〇〇で、補助金〇〇、自己資金〇〇となっております。

一応計画としては、令和 8・9 年度も続く予定となっております。

21 ページをお願いします。返済が始まることから赤枠で囲ませていただきます。

1 番左端の年でご説明をしますと、この年ですね、公社としましては、促成キュウリであるとか、ハウスレモンといったところで収益を上げております。

そういった中で、売り上げが〇〇となっております。

そこからですね、いろいろな経費等が引かれまして、結果、下の赤枠の方で償還財源としまして、〇〇となっており、償還金が〇〇ですので、償還が可能ということになっております。

次の 22 ページですけども、こちら元金、年に 1 回の償還でして、1 回当たり〇〇の償還となっております。

事業としては、トレーニングハウスの建設、細かい項目としてこちらへ書いている通りとなっております。

23 ページが借入金及び償還計画となっております。

上の赤枠の方で、一番上、これが今回のトレーニングハウス建設です。

その他にですね、3 つほど借入れを行っております。

その下が、それぞれの償還計画でして、各年の償還額というものが、その下の方の元金というところから出てきております。

令和 7 年でいきますと〇〇ですが、先ほどご説明したその収支の中で、財源としまして〇〇というところがありますので、償還が可能ということで出てきております。

24 ページから 26 ページまでが、トレーニングハウスの実施設計書となっております。

3 件目については以上となります。

議長 ありがとうございます。
今の〇〇の件について、質問意見はありませんか。

〇〇 質問というか、思うところなのですが、今、研修生に貸して、かなり作りようがよ
ね。そこから、さらに何を作るが？

事務局 キュウリです。
卒業生が、来年再来年と出られるので、トレーニングハウスで作る計画です。

〇〇委員 今度建てるのは、どこに建てるが？

議長 加持本村の集会所から伸びている幹線道路があつて、その右側になります。
今、まだ全然建ててないです。
それと、今回、農業委員会に審査で出てきちゃうけど、JA や県にも承認をと
らないかんろ。

事務局 そうです。関係機関全てに承認取らないかんです。

〇〇委員 建てるのは、いつ頃になるがですか？

事務局 22 ページに出てきていますが、着工が今年の 6 月 30 日、竣工が 8 月 31 日の予
定です。

議長 実際、農業公社の方も、今、鞭でやりようけど、加持の圃場整備してきたところも、

それと圃場整備自体も、実際に国の補助金でやっちょうけど、今までだったら水稻だけやったのに対して、そこに新たに別の作物を加えて、収益を何幾らか上げたら補助金の返還にもなるので。加持の圃場整備した後の、そういうのも兼ねてということもあるかもしれませんと思いますけどね。

水稻だけやったら全然収益が変わらるので、水稻以外の作物を圃場整備区域内に取り入れて、これも上がりましたよということで国の方に対しても。

その他、何かありませんか。

ないようでしたら、3番の〇〇について、承認される方の挙手をお願いいたします。挙手全員で承認されました。

本日、追加議案があるそうですので、議案第3号として事務局よりお願いします。

事務局

議案書の方には、2号議案までで載せてますが、議案書発送後にですね、出てきたものがあるので、協議をさせていただきます。

お配りした議案第3号という資料をお願いします。

利用権の設定になりますが、初めてお聞きする方もいらっしゃると思いますので、簡単にご説明をさせていただきます。

利用権の設定、農地の貸し借りになるんですけども、これまでですね、相対と呼ばれる貸し人から借り人へ、当事者同士で直接契約をする方法と、それから、農地中間管理機構が間を仲介する方法と、2種類ありまして、そちらについては、この農業委員会の承認をもって設定がされるということで、協議をさせていただいております。

少し今年度からの変更点としまして、これまでありました当事者同士の相対契約という方法がなくなりまして、すべて農地中間管理機構を仲介する方法に変わります。まず、土地の地権者から中間管理機構に貸し出しをする、そして中間管理機構から耕作者への貸し出しという2段階の方法になります。

今後、こちらの議案第3号に書いてるようなかたちで、協議の方をお願いしますので、また随時、よろしく願いいたします。

ではすいません。

一番最初のページをご覧になっていただけたらと思います。

4筆出てきておりますが、耕作者はすべて御一人の方となります。

一筆ずつご説明をさせていただきます。

貸付人、〇〇さんです。借受人は、先ほどご説明しましたように、農地中間管理機構、高知県農業公社となります。

期間としまして令和7年5月30日から令和12年の5月10日となっております。

場所としまして黒潮町入野字横ノ浜7314-1、田、532平米、作物葉たばこ、〇〇となっております。

続きまして2筆目、貸付人、〇〇さんです。借受人同じです。

期間も同じとなっております。

場所も、隣接している字横ノ浜7315の1、面積564平米、作物同じく葉たばこ、〇〇も同じとなっております。

3筆目、貸付人、〇〇さんです。

期間も同じで、場所についても隣接場所の字横ノ浜7316-1、田、853平米、作目、借り賃同じとなっております。

4筆目、〇〇さんです。

期間も同じでして、場所もすぐ近隣になりまして、字横ノ浜7318-1、田、433平米。作目、借り賃同じとなっております。

こちらですが、下欄のところなんですけども、農地中間管理機構、高知県農業公社と利用権設定した後、〇〇さんと利用権を設定します。

場所の方は、早咲のローソンのやや向こう側にあります田んぼとなっております。

すべて更新の分でするので、再設定となります。

今回についてはこちら4筆の承認をお願いできたらと思います。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。
今、事務局の方から、利用権設定の更新の分です。
現状、耕作されていて、借入期間が満了となったので、再設定として出てきております。
これについて、意見、質問ありませんか。

〇〇委員 今まで、協力的に田んぼを作ってくれたりする場合、相対では無料での貸し借りもできよったけど、中間管理でもそれはできるが？

事務局 それはできます。当事者同士で合意があれば、無料で契約できます。

議長 それは、使用貸借という方法になります。利用権設定には、使用貸借と賃貸借があります。使用貸借には、現物支給というケースもあって、お米を何俵か渡すという契約もあります。ただ、今年度からの公社の契約は、現物支給の契約はできないこととなります。

〇〇委員 今やったら、現物支給の方が安心できるというのはあるね。

事務局 中間管理としては物納が取り扱えないので、もしそういう契約をしたいということであれば、現物のやり取りの部分のみ、公社を介さずに、別途当事者で契約という方法は可能です。貸借契約自体は、中間管理事業ということではできます。

議長 いろいろ話が出ましたけども、議案第 3 号について、下の赤文字にも書いてますが、耕作者は〇〇さんで、利用権の設定とのことです。これについて承認される方の挙手をお願いいたします。
はい。ありがとうございます。挙手全員で承認されました。
それでは、議案第 4 号、今日机の上に置いてもらった資料の方の議案第 4 号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 今日お配りしました議案第 4 号という縦印刷の資料をお願いします。
すいません、急遽入れさせていただいた議案なんですけど、去年からいらっしゃる方はご存じだと思うんですが、この地域計画が今年度当初から施行されています。
地域計画については、昨年度中、各地区で農業委員の皆様であったり、それから、農家さんに入っていて、計画の策定を行いました。
それで、この 4 月から施行になっている計画なんですけど、その中で将来の農地の目標地図を作っておまして、その地図と耕作者さんを紐づけしております。
そういったことですので、例えば利用権設定で新規の案件が出てきたりした場合、それまで紐づけしている耕作者の方が変更になりますので、そういった場合は、地域計画の変更が必要になります。
同様に、この農業委員会に上がってきます転用申請によって、農地が宅地とか墓地になってくると、地域計画に入っている農地がなくなるので、除外の手続きということになります。
そういったことで、今回、除外手続きを 2 件挙げさせていただいております。
1 件目が、もう 5 ページ目の地図を見させていただいたら一番わかりやすいのですが、ごめんなさい、ちょっと色を塗っているので見にくいかもしれませんが、場所が拳ノ川小学校の少し南側の場所になります。
左上にですね、少し黒で塗りつぶして赤マルで囲んでおりますが、ここが近いうちに転用の申請が出てくるということで聞いております。

ですので、この黒く塗りつぶしている部分、右側に該当地の地番と面積を書いておりますが、ここを除外させていただくということで、今回挙げております。地域計画の策定については、昨年度1年間通してやってきたんですが、変更するにあたっては、協議であったり、それから関係機関の承認が必要になります。農業委員会でありますとか、県の農業公社、それからJAさんの承認も必要になりますので、そういったことで、今回、農業委員会定例会で話をさせていただいているものとなります。

〇〇委員 この前、承認された所やろか。

事務局 そうなんです。
今、〇〇委員から質問があったんですが、ごめんなさい、今の地域計画とは別の話なんですけれども、この黒塗りしているところですね、以前に転用申請が上がってきて、一度許可がおりている場所です。
宅地転用が出てきていたところなんですけど、それが計画がやまってしまったようで、そのまま残っていた場所です。

〇〇委員 そのまま残っているの、転用で使えるんじゃないか。

事務局 そのまま使うことはできないです。
その転用許可というのが、その計画に沿った条件でやるという条件下での許可になるので、その宅地建設計画が中止したら、転用許可自体も、有効ではなくなります。実質ここはもう土で固めてですね、採石なんかも入れたりして、なかなか農地として使える状態ではないですが、地域計画の中には、地目が農地になるもの、ほぼすべて入れているので、転用するにあたっては、非農地証明も同じなんですけど、計画からの除外が必要になります。
先ほど非農地証明も許可をいただいたところなんですけど、非農地証明に関しては、町の農業委員会の権限で承認してますので、例えば1年間分をまとめてですね、後で除外しても構わないということで聞いております。
利用権設定も同じように言われてます。1年間分をまとめて例えば年度末にやるとかという方法で構わないようなんですけど、この転用については県知事許可なので、県の審議を始める前に、除外してくださいというふうに言われてますので、それで4・5条転用申請が出てくる予定のところはこうやって上げさせてもらってます。この部分については、近々、宅地転用の申請が出てくる予定です。

議長 さっき言いよったけど、転用許可は先におりていると。

事務局 一度おりてますが、別の申請者から転用申請があがってきます。
前回は、この5条許可は、そこで地権者が変わる予定だったんですけど、その住宅を建てる計画が実行されなかったの、もう何も変わらず元の地権者のまま置いているという状態です。
こちらが1件目にして、2件目が最後の10ページ目になります。
こちらはですね、田野浦の打越になります。
これ実は昨年度の令和7年3月の農業委員会で、許可になっていたところにして、当初、高知県農業会議から聞いていたのが、令和7年3月中に受け付けた分については、地域計画の施行前なので、除外は必要ないというふうに聞いてしまったんですけど、そのあと連絡がありまして、許可が4月以降にずれ込む分については、やはり除外が必要ですよというふうに言われたので、今回上げさせていただいたものです。町の農業委員会における5条転用の審議については、承認になっています。
こちら、右上に書いております通り636平米で宅地転用される予定となっております。

ます。

議長 これはもう転用許可が出ちょうが？

事務局 町の農業委員会では承認になって、ただ県の審議をする前に除外が必要と言われたので、今回あげております。

〇〇委員 具体的に、田野浦の何処ながです？

議長 田野浦の南部農協があるろう。そこから田の口の方へ向かって上り坂になっちゃって、上まで上がったら右手へ入っていく道があるがやけど、そこらへんになる。

事務局 航空写真以外に付けているのが、この地域計画に記載している内容なんですけど、見ていただくとところはもう、この航空写真でここを外すというところだけ見てもらえたらいいと思いますので、ご確認いただけたらというふうに思います。

議長 事務局の説明が終わりました。
この2件まとめていきたいと思いますが、質問意見ありませんかね。
いずれも、もう農地としては使わんいう転用目的のところで、計画から外すということ承認するということです。
質問がないようでしたら、議案第4号、2件ですが、まとめて承認を受けたいと思います。承認される方の挙手をお願いいたします。
はい。ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
議案は以上ですが、先ほどの資金借入のトレーニングハウスの質問なんですけど、ちょっと課長が来られたので、お願いして構いませんか。

事務局 近代化の分ですかね。
トレーニングハウスの事業説明ということで、構いませんかね。

議長 この加持の圃場整備のところを作るけど、今、現状の浮鞭での経営時間とかはどのような状況やろかいところやね。

事務局 サポートハウス黒潮町農業公社はですね、施設キュウリの研修の受け入れ機関ということで、研修生を受け入れてですね、それで研修後ひとり立ちをするという目的でですね、研修生を受け入れてます。
それで、研修生を受け入れた後ですね、実際ひとり立ちするとき、施設キュウリですのでハウスの整備というか、取得が必要です。それが中古ハウスで就農するのか、あと新規のハウスで就農するのかというのが大きく、そこで新規就農者違ってくるんですけど、先ほど山本会長が言われたように黒潮町農業公社はサポートハウスというハウスを持っています。
まずサポートハウスというのはですね、研修終わってから最長2年間の予定ながですけど、その2年間、一時的に入れるハウスです。
そこで営農を始めるハウスがサポートハウスということで、浮鞭でですね、10aを2棟整備をしております。
サポート、先ほど言ったように2年間しか基本的に入れませんので、2年間の間に先ほど言ったように、新たに就農地を見つけるのか、それともまた新しく建てるのかということなんですけど、2年間で考えていくということになります。
今回議案に挙げさせてもらったトレーニングハウスですけど、大きく違うのがですね、

研修生が黒潮町農業公社で研修をしますと。それでトレーニングハウスで1年間、再度ですね、研修を延長します。実践研修ということで、研修が3年間になります。それに最初の2年間は通常の浮鞭でですね、農業公社とする研修です。それで、最後、3年目の1年間がですね、今回整備をする予定のトレーニングハウスで研修を延長して1年間します。そのあとですね、一番違うのは、トレーニングハウスで延長した研修をした後に、ずっとそこで就農ができます。通常でしたらサポートハウスやったら2年間でまた新たな就農地を見つけるという必要があるんですけど、トレーニングハウスでしたら、そのトレーニングハウスで3年目1年間研修しましたよと。そのあとにそこで就農してですね、何もなければというか、そこで黒潮町農業公社から元研修生ですね、そこへハウスを貸して、そこでずっと、就農ができるということが大きく違うということでそういうハウスをちょっと整備したいと、国の事業もあってですね、整備したいと、その補助の残金を、黒潮町農業公社が近代化で今回借りたたいということで提案をしています。

〇〇委員 来年建てて、就農するよね。それで、その人が気に入ってたら、再来年はまた新しいのを建てないかんわね。ずっと建てないかんわね。

事務局 希望をして、事業なので予算があるかとか、そういうことはあるんですけど、制度的にはそういうことも可能です。トレーニングハウス1棟今年研修生が卒業生がトレーニングハウス入りましたことで来年も卒業生がいますと、トレーニングハウスでやっていきたいということになればですね、そういうことも考えていく必要があります。実際にできるかというのにはありますが、2年目3年目4年目にはですね、2棟目3棟目4棟目というトレーニングハウスが建つという可能性もあります。

〇〇委員 前に視察に行つてよ。福岡の場合、研修期間2年。1年目は新しいあれやけど、その先輩がおつて、2年目の。1年目に入った時点で、もう農地とハウスを自分が最初から購入する。そういう県もある。本当に農業するなら、自分が構えないかと。そういうところをずっと見てきておるけど、ここがちょっと甘いことはないかという。

事務局 実際ですね今ハウスを建てる補助事業がですね、園芸用ハウス整備事業、以前のレンタルハウスというのがあります。その場合は事業実施主体ハウスの持ち主がJAになってJAから借りるということになります。トレーニングハウスは先ほど言ったように黒潮町農業公社が事業実施主体で、農協の部分が公社になるというのが違うところなんですけど、実際、園芸用ハウス整備事業はですね、補助率が補助上限あるんですけど、8割です。今年はですね。トレーニングハウス自体も補助率自体は8割ということでしてしますので、実際、今補助内容自体はですね補助率を見れば、園芸用ハウス整備事業で建てる時とトレーニングハウスで建てる部分のはですね、補助率で見れば一緒なですけど、補助対象が若干違うので、厳密に一緒かと言うたら、それはそれで違うんですけど、トレーニングハウスがすごく農家さんにいいのかどうかと言ったらですね、そうでない部分もあります。一番違うのは、園芸用ハウス8割補助ということで、その2割分、半分で8割の半分。県と町が半分ずつ出しあって補助をするようになるがですけど、トレーニングハウスは国が半分出します。国が半分だして県が4分の1を出すので、町としたら20分の1の持ち出し、町としてのお金がいらないと。そういうことなので、町の財政的に結構有利なんですよ、

園芸用ハウス整備事業でやるよりか。そういうこともあって、今回ですね、こういう形で町とした整備をしていくということでやっていきます。

〇〇委員 ちよつとでも町の財政が少ないもんは、それはええわね。
それも、町自体がと言うけどよ、これは町民のお金からくるもんやろ。
自分らがうんと不満があるがわよ、例えば〇〇がやった場合には、そんなあれじゃないやんか。
新規就農者が新しいそこの研修生が入った場合にはそういう補助があるけど、自分とこで就農する場合にはそれがないけんね。

事務局 後継者自体はですね、後継者としての研修の補助事業もありますし、新規就農区分というのを、例を出させてもらってあれなんですけど、今年1件、ハウスを建てます。その方は、〇〇ですけど、その方もですね、ハウスを建てるという補助事業を使っていたので、後継者だから建てれないとかですね、〇〇さんの方も新規就農の部分で、法人になってるので、〇〇ですけど、今回〇〇さんのところは法人化したということで、新規就農区分を使えるということで事業の補助対象言ったように違うんですけど8割補助が出て、そういうを使っていたので、一律にですね、まあ違いはありますよ、後継者だからできる事業できない事業はあるんですけど、後継者だから全く親が農家しているので全く駄目ということはないので、そういう方がいたらですね、ぜひ相談をしていただきたいと思います。

議長 それでは、議案は以上になりますので、録音を止めます。

(午後4時28分終了)